

平成 22 年度

一般廃棄物(ごみ)処理実施計画の実績見込み

【目次】

1	ごみ排出量の見込み	1
2	主要な施策の成果	2
	(1) 「製品プラスチック」と「その他の紙」のリサイクル	2
	(2) サンデーリサイクルの開始	2
	(3) 在宅医療廃棄物の排出方法に関する整理	3
	(4) 事業用大規模建築物所有者等に対する減量指導	3
	(5) 再利用可能物の清掃センター搬入規制	3
	(6) 清掃センターにおける一般廃棄物収集運搬許可業者への指導強化	4
	(7) 収集ごみの組成分析(概要)	5
	(8) 一般廃棄物ゼロ・エミッションの推進	7
	(9) 最終処分場の状況(参考)	9
	(10) ごみ処理コストの状況(参考)	9
3	個別施策の実績	10

1 ごみ排出量の見込み

平成 23 年1月までの実績を踏まえたごみ排出量の見込みは次のとおりです。

(単位:トン)

区分		平成 21 年度 実績量 A	平成 22 年度 実績見込量 B	対前年増減 B-A	増減率	現基本計画 平成 22 年度 処理見込量
焼却ごみ	収集	72,873	71,859	△1,014	△1.4%	69,230
	搬入	45,735	37,587	△8,148	△17.8%	36,116
	小計	118,607	109,446	△9,161	△7.7%	105,346
埋立ごみ	収集	2,133	1,615	△518	△24.3%	2,907
	搬入	1,695	1,686	△9	△0.5%	3,007
	小計	3,828	3,301	△527	△13.8%	5,914
資源ごみ	収集	8,664	8,968	304	3.5%	9,962
	搬入	1,069	1,062	△7	△0.7%	1,191
	小計	9,732	10,030	298	3.1%	11,153
古紙類		12,060	12,507	447	3.7%	18,769
総排出量	収集	83,669	82,442	△1,227	△1.5%	82,099
	搬入	48,498	40,335	△8,163	△16.8%	40,314
	古紙類	12,060	12,507	447	3.1%	18,769
	合計	144,227	135,284	△8,943	△6.2%	141,182

※平成 22 年度の影つきは、現基本計画の平成 22 年度処理見込み量(参考掲載)を下回っていることを示している
 ※小数点以下を四捨五入し、整数値で表示している

- ・平成 22 年度に実施した一連のごみ減量リサイクル施策の結果、平成 22 年度のごみ排出量(古紙含む)は、平成 21 年度実績と比較して約 9,000 トン(6.2%)の減量が見込まれます。
- ・特に、焼却ごみについては、小計で約 9,200 トン(7.7%)の減量が見込まれます。搬入によるものがほとんどであり、施設における検査体制の強化と、木くずの搬入規制の効果と考えられます。
- ・埋立ごみについては、約 500 トン(24.3%)の減量が見込まれます。平成 22 年 1 月から実施している小さな金属類の分別区分変更(埋立から資源化)の効果と考えられます。
- ・焼却ごみと埋立ごみの小計については、平成 21 年度実績値を下回ることが見込まれます。

【今後の方向性】

⇒ 平成 23 年度から、新たな基本計画の計画期間となりますが、引き続き焼却ごみを中心とした減量を徹底的に推進し、焼却施設の南部清掃センター1 場化につなげていく必要があります。

2 主要な施策の成果

ごみ減量リサイクルに関する主要な施策の成果は次のとおりです。「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定や重点プロジェクトに係るスケジュール」に従い、様々な減量施策を検討・実施しました。

(1) 「製品プラスチック」と「その他の紙」のリサイクル

「燃えるごみ」に分類され焼却処理していた製品プラスチック（バケツや洗面器など）や、その他の紙（割ばしの袋やラップの芯など）について、焼却ごみのさらなる減量とリサイクルの推進を図るため、平成23年1月から分別区分を変更しました。

【これまでの経緯】

時期	内容
平成21年度	リサイクルできる技術を有する市内処理事業者との協議
平成22年3～5月	モデル事業の実施(郷ヶ丘、中央台の700世帯)
6～8月	モデル事業の結果を踏まえ関係者との協議
10月6日	廃棄物減量等推進審議会で審議
10月～12月	各地区周知、分別区分変更リーフレット全戸配布
平成23年1月	新分別開始

【今後の方向性】

⇒ 「製品プラスチック」は新たな、「その他の紙」は変更された分別区分であることから、市民周知をさらに進めて分別の定着を図り、焼却ごみの減量につなげていく必要があります。

(2) サンデーリサイクルの開始

ごみ減量リサイクルを推進する観点から、指定されたごみ収集日に出せなかった家庭系の資源ごみについて、日曜日にクリーンピーの家に直接搬入できるようにしました。資源回収の機会を増やすことにより、市民の利便性向上並びにリサイクル意識の向上を図ることとします。

持ち込める資源ごみの種類	曜日	受付時間	場所
容器包装プラスチック	毎日	月～土曜日 8:30～11:30 13:00～16:30	月～土曜日 ストックヤード
かん類・ペットボトル びん類		<u>日曜日</u> 9:00～12:00 13:00～16:00	<u>日曜日</u> 施設内 1F 事務所前
廃食用油		8:30～17:00	施設正面玄関前 回収容器
古着類	火曜日～ <u>日曜日</u> (事務所：月曜休所日)	8:30～17:00	施設内玄関 回収ボックス
<u>古紙類(新聞、段ボール、雑誌、紙パック、その他の紙)</u>	<u>日曜日</u>	<u>9:00～12:00</u> <u>13:00～16:00</u>	<u>施設内 1F</u> <u>事務所前</u>

※ ゴシック体が搬入機会を拡大した分です。

※ 月～土曜日の古紙類の受入れは、市内の古紙回収業者を案内しています。

※ 平成 22 年 8 月 1 日(日)からモデル的に実施し、平成 23 年 2 月 6 日(日)から本格実施しています。

【今後の方向性】

⇒ リサイクルプラザ「クリンピーの家」は、ごみの分別・排出方法や各種リサイクルについての情報発信の場であり、制度の周知を継続して図っていく必要があります。

(3) 在宅医療廃棄物の排出方法に関する整理

高齢化の進行により増加が予想される在宅医療廃棄物への対応について、医師会や薬剤師会との協議により排出のルールを定め、「一般廃棄物(ごみ)処理実施計画」に位置づけました。

【今後の方向性】

⇒ 病院、診療所、薬局等を通し、関係する市民への周知を継続して図っていく必要があります。

(4) 事業用大規模建築物所有者等に対する減量指導

134 事業所を対象にして事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を求めるとともに、実地調査を行い、ごみの適正な分別と排出について指導を行いました。

【今後の方向性】

⇒ 実地調査の結果、今年度も燃やすごみとして排出されているもののなかに、廃プラスチック(産業廃棄物)や古紙類(搬入規制中)が含まれている事例が確認されており、引き続きごみの適正な分別と排出について指導を強化する必要があります。

(5) 再利用可能物の清掃センター搬入規制

平成 22 年 7 月から、家庭から生じた古紙類と事業者が搬入する木くず類について、新たに清掃センターへの搬入を規制し、焼却ごみの削減と民間処理業者によるリサイクルの促進を図りました。

【今後の方向性】

⇒ 古紙については、家庭系事業系を問わず、焼却処理を回避する体制が整いましたが、木くずについては、市民搬入分について焼却処理となっています。「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」の際、一部の地区の木くずを民間事業者の協力によりリサイクルしましたが、今後も、リサイクルの実現を図っていく必要があります。

(6) 清掃センターにおける一般廃棄物収集運搬許可業者への指導強化

目視による点検が容易なトラック等に加え、パッカー車に対しても搬入不適物(産業廃棄物:廃プラスチック・金属等、搬入規制物:古紙等)の検査体制を強化し、ごみの適正排出・適正処理を推進しました。

また、許可業者を対象に説明会を開催し、市施設への受入基準をあらためて周知するとともに、市ごみ処理行政の考え方を示しました。

【今後の方向性】

- ⇒ ごみの適正排出・適正処理をさらに推進するため、清掃センター以外の検査体制も強化していく必要があります。
- ⇒ 排出事業者に対しても、ごみの発生・排出抑制、発生したごみの適正処理を働きかけ、排出者責任の徹底を図っていく必要があります。

(7) 収集ごみの組成分析(概要)

ごみ集積所に排出された家庭ごみの分別状況や組成を調査するため、組成調査を実施しました。

平成 22 年度は、生ごみ対策に向け、昨年度も実施した都市部住宅地と 1 人 1 日あたりの焼却ごみ量が多い地区(沿岸部の住宅地)との比較を主なテーマとし、1 人 1 日あたりの焼却ごみ量が多い地区は生ごみの割合が多いという仮説を立てて調査を行いました。

[燃えるごみ]

ア 調査時期 平成 22 年 8 月

イ 調査結果

分類	都市部住宅地 重量比(%)	沿岸部住宅地 重量比(%)
燃えるごみ	90.83	92.35
うち生ごみ	37.26	49.60
古紙類	5.53	4.80
リサイクルするプラスチック	3.11	2.12
かん類・ペットボトル、びん類	0.30	0.13
燃えないごみ	0.18	0.04
小型電器製品・金属類	0.05	0.21
その他	0.00	0.02
市規格袋	0.00	0.33
合計	100.00	100.00
重量	625kg	740kg

※分別区分名は旧名称である

※重量比は端数処理を行っている

- ・ 1 人 1 日あたりの焼却ごみ量が多い地区は、生ごみの割合が多くなっており、仮説のとおりとなっています。
- ・ これまでの傾向と同様、重量比で約 9 割が正しい分別となっています。
- ・ 正しくない分別のうち最も多いものが「古紙類」、次に多いのが「リサイクルするプラスチック」なのは、昨年度と同じ結果でした。

また、昨年度も実施した都市部住宅地を対象に、燃えないごみについて、調査を行いました。

[燃えないごみ]

ア 調査実施時期 平成 22 年 9 月

イ 調査結果

分類	都市部住宅地 重量比(%)
燃えないごみ	51.38
かん類・ペットボトル、びん類	24.36
小型電器製品・金属類	13.61
リサイクルするプラスチック	1.95
燃えるごみ	7.27
廃乾電池	0.05
その他	0.75
市規格袋	0.64
合計	100.00
総重量	77kg

※分別区分は旧名称である

※重量比は端数処理を行っている

- ・ 平成 21 年度の同じ地区の組成調査では、正しい分別の比率が 66.17%であったため、分別精度は悪化しています。なお、平成 20 年度は 59.48%であり、適正分別が概ね 5～6 割にとどまる傾向が続いています。
- ・ 資源ごみとしてリサイクルされる「かん類・ペットボトル」、「びん類」、「小型電器製品・金属類」の混入が多いというのも同様です。
- ・ 同じ地区を対象に、「かん類・ペットボトル」、「小型電器製品・金属類」の組成調査も行いましたが、正しい分別の比率は、「かん類・ペットボトル」が 93.39%、「小型電器製品・金属類」が 99.16%であり、「燃えないごみ」の分別不徹底が際立っています。

【今後の方向性】

⇒ 燃えないごみ(現:燃やさないごみ)の適正分別が課題となっています。燃やさないごみの排出量そのものは着実に減っていますが、分別精度を向上させ、埋立処分量をさらに削減する必要があります。

(8) 一般廃棄物ゼロ・エミッションの推進

埋立処分場の負担を軽減するとともに、新たな埋立処分場の整備を回避するため、平成 19 年度から実施している一般廃棄物ゼロ・エミッション推進については、平成 22 年度において次の施策を実施しました。

① 飛灰の再資源化【継続】

南北清掃センターの焼却残渣のひとつである飛灰について、平成 19 年度から市内の製錬所における金属回収等資源化措置を行っています。

本施策により、平成 22 年度においては、3,091 トン(1 月末まで)の埋立量削減を図っています。

② びん選別残渣の再資源化【継続・拡大】

びん選別処理の過程で発生するガラス残渣について、民間業者に引き渡し、道路路盤材の材料として有効利用を図っています。

平成 22 年度からは全量を再資源化しており、610 トン(1 月末まで)の埋立量削減を図っています。

③ 金属キャップの再資源化【継続】

かんやびんに付随する金属製キャップの全量について、かん類と同様に、アルミやスチールとして再資源化し、埋立処分量の削減を図っています。

④ 金属類のリサイクル推進【継続】

これまで「燃えないごみ」として埋立処分していた金属類(小さい金属や刃物類)について、平成 22 年 1 月から分別区分を変更し、再資源化しています。

⑤ 主灰の再資源化

清掃センターで発生する主灰(燃え殻)について、民間事業者における再資源化が可能となったことから、平成 22 年度において、その一部を再資源化しています。

640 トン(1 月末まで)の埋立量削減を図っています。

【今後の方向性】

⇒ 埋立処分場のさらなる負担軽減を図るため、一部にとどまっている主灰再資源化量の拡大を目指すとともに、以下の残渣や埋立物の資源化に向け、引き続き調査・検討を行う必要があります。

【一般廃棄物ゼロ・エミッションの実現に向けた調査等】

対象物		調査等
資源選別残渣	小型家電・金属残渣 大型ごみ残渣	ポット・ラジカセ・鍋等を山田粗大ごみ処理施設で破碎・金属回収した後の残渣について、再資源化の方法等を調査・検討する。
直接埋立物	陶磁器 ガラス	植木鉢・茶碗・グラス等の直接埋め立てている燃やさないごみについて、再資源化の方法等を調査・検討する。

(9) 最終処分場の状況（参考）

⇒ 審議会(H22.10.6)で報告済み

① 埋立処分場の状況

現在、本市は2つの埋立処分場を有しており、平成21年度末の残余容量等は次のとおりです。なお、残余容量は、毎年度末に測量を行っています。

施設名(場所)	埋立開始	全体容量	H21年度埋立容量 (H22年3月測量)	残余容量 (H22年3月測量)
クリンピーの丘 (山田町家ノ前)	S53年6月	520,000 m ³	1,445 m ³	21,759 m ³
クリンピーの森 (渡辺町中釜戸)	H9年7月	600,000 m ³	6,916 m ³	280,659 m ³
計		1,120,000 m ³	8,361 m ³	302,418 m ³

※ クリンピーの森埋立容量600,000 m³を確保するためには、今後、順次土堰堤を増築していく必要がある。

② 埋立処分場の利用可能年数

測量の結果から、埋立容量が平成21年度の水準で推移すると仮定した場合、**残り35年程度の利用が可能であると見込まれています。**($302,418 \text{ m}^3 \div 8,361 \text{ m}^3 = 36.2 \rightarrow 37 \text{ 年目}$:平成58年度に埋立終了)

今後も、ごみの減量や再資源化を促進し、埋立処分場のさらなる延命化を図っていく必要があります。

※ 埋立ごみ量や一般廃棄物ゼロ・エミッション推進の展開により、利用可能年数は変動

(10) ごみ処理コストの状況（参考）

⇒ 審議会(H22.10.6)で報告済み

ごみ処理原価の算定方式が、自治体ごとにまちまちであることを踏まえ、環境省においては、財務書類作成の標準的な手法として「一般廃棄物会計基準」を示しています。

この基準に基づく原価計算の作成要領や作成支援ツールが平成22年2月に改訂されたことを受け、平成19年度分から平成21年度分のごみ処理原価を「一般廃棄物会計基準」に基づき算定しています。

今後、この基準が各自治体に浸透していけば、他自治体との実質的なコスト比較が可能になると考えています。

3 個別施策の実績

平成 22 年度ごみ処理実施計画「排出抑制・再資源化計画」(実施計画書 P4～8)に位置づけた個別施策の実績は次のとおりです。 ※1 月末現在の取りまとめ

(1) 市民参加と協働による 3 R の推進

ア ごみに関する情報の提供と共有化 【実施計画書 P4】

施策名	内容	実績
市ホームページ等による情報提供	本市のごみ処理の現状やごみの減量とリサイクルに関する情報を市ホームページへ掲載し、情報提供する。	・ 随時情報更新中 ・ ごみ収集カレンダーの HP 階層を見直し、アクセスが容易になるよう改善
「クリンピーのこえ」の作成・配布	従来の情報誌スタイルでの作成・配布を見直し、「広報いわき」等を活用した情報提供を検討する。	従来の情報誌スタイルを見直し、広報いわきやラジオ放送を活用した情報提供を実施
啓発パンフレット「リサイクルいわき」の作成・配布	ごみ減量・リサイクルの啓発パンフレットを作成し、ごみ処理施設見学者等を対象に配布する。	年度内に作成予定
清掃事業概要の作成・配布	本市のごみ処理の現状やごみ減量・リサイクルの取組み、ごみ処理施設の概要等をまとめた資料集を作成し、ごみ処理施設の視察者等に配布する。	11/1 に作成・配布

イ ごみの発生・排出抑制につながるライフスタイルの提案 【実施計画書 P4】

施策名	内容	実績
マイバッグキャンペーン	市民のレジ袋の排出抑制の取組みを促すため、市内の量販店等において、マイバッグの持参等によるレジ袋の使用量削減を呼びかけるキャンペーンを実施する。 また、各種イベントにおいて、新聞紙マイバッグづくりコーナー等を設け、マイバッグの普及を促進する。	6/16 環境月間 ・ 街頭啓発実施 マイバッグ等配布 11/14 リサイクルフェア ・ マイバッグ、マイはしの持参を呼びかけ ・ 新聞紙マイバッグづくりコーナーを設置し啓発

ウ 環境教育の充実 (実施計画書 P4)

施策名	内容	実績
出前講座の開催	市役所のごみ処理行政を担当する職員を派遣し、本市のごみ処理の現状やごみの分別方法について市民に解説するとともに、ごみの収集等のあり方に関する意見交換をし、市の施策立案の参考にする。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在までに、8回 262名に対して実施 ・今後も随時申し込みに対応
小学生向け授業副読本「ごみのおはなし」の作成・配布	児童期からのごみ減量化意識の啓発と本市のごみ処理の現状についての理解を図るための授業副読本を作成し、市内の小学4年生全員に配布し、社会科の授業等において活用する。	年度内に作成予定 (来年度新4年生を対象)
ごみ処理施設見学会の開催	<p>小学3年生から中学生までの児童・生徒とその保護者を対象に、ごみの収集から再生されるまでの一連の過程を見学し、リサイクルについての意識啓発を図る。</p> <p>また、一般市民向けに、市内のごみ処理施設の見学会を開催し、ごみの減量化やリサイクルに対する意識醸成を図る。</p>	<p>親子リサイクルバスツアー (小学3年生～6年生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/22開催(18組43名参加) ・8/11開催(12組30名参加) <p>環境にやさしい循環型社会を考えるバスツアー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12/11開催(24名参加)

エ リサイクルプラザ「クリンピーの家」の活用 【実施計画書 P5】

施策名	内容	実績
リサイクル教室	リサイクルプラザにおいて、「ペットボトル」、「牛乳パック」、「アルミ缶」、「廃食用油」等のリサイクル工芸教室のほか、風呂敷の使用法の講習会等を開催し、ごみ減量・リサイクルに対する市民意識の醸成を図る。	<p>実施回数 19回</p> <p>参加者数 263名</p>
修理再生品提供	リサイクルプラザにおいて、市民から不要となった自転車や家具類等を回収し、修理した後、定期的に市民に提供し、耐久消費財の長期使用の意識醸成を図る。	<p>自転車 94台提供</p> <p>家具 113台提供</p>
リサイクルフェア(いわき環境展)の開催	リサイクルプラザにおいて、いわき市内において環境産業を担う事業者等の出展による「いわき環境展」やフリーマーケットなどの催しを開き、市民のごみ減量・リサイクルに対する関心を高める。	<p>11/14開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場者数 1,317名 ・うつくしまエコイベント認定 ・フリーマーケット、かえっこバザール、環境体験コーナー、エコポイント&スタンプラリー抽選会等を開催
見学・視察	リサイクルプラザにおいて、資源選別の様子の見学やリサイクルの仕組みを解説することにより、市民のごみの分別やリサイクルなどに対する意識醸成を図る。	<p>随時受付・受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体数 90団体 ・合計利用者数 9,089人
生ごみリサイクルの調査・研究	リサイクルプラザにおいて、生ごみのリサイクルを実地に調査・研究する。	堆肥化の方式を実験 リサイクルフェアで展示

施策名	内容	実績
「リサイクルプラザ」における啓発事業の見直し	当該施設のごみ減量等啓発拠点としての機能性や集客力を向上させるため、当該施設で実施されている啓発事業の見直しを適宜行う。	随時見直し予定

オ ビジネススタイルの変革への働きかけ 【実施計画書 P5】

施策名	内容	実績
レジ袋削減の推進	<p>平成 21 年 2 月 1 日から、4 社 34 店舗で開始したレジ袋無料配布の中止について、市内の小売業者や市民団体等、関係者との意見交換・協議の場を引き続き設け、レジ袋削減の実績を確認するとともに、施策の推進について協議する。</p> <p>今後は、県の「ストップ・ザ・レジ袋実施店参加登録制度」を活用し、無料配布中止事業者の拡大を図る。</p>	2/14 に「一般廃棄物減量・資源化に係る意見交換会」を開催

(2) 3R推進のためのシステムづくり

ア 家庭系ごみ対策 【実施計画書 P6】

① 分別排出の徹底

施策名	内容	実績
家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック等に基づく周知啓発	平成 20 年度に作成、市内全世帯に配布した「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」や、毎年度配布する「ごみカレンダー」などに基づき、適正な分別排出の周知啓発を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜実施 ・H23.1 からの新たなごみ分別区分変更に伴う周知啓発を実施（主にごみ分別変更チラシ全戸配布、地区説明会、街頭啓発等） 11~12 月 地区説明会 12/10 チラシの全戸配布 12/22 街頭啓発 1/31 街頭啓発 地区説明会は随時受付・開催 ・転入者向けとして、ハンドブックや保存版リーフレット等、全地区共通の配布物は1階市民課で配布開始（H22.9~）
違反ごみステッカーの貼付及び取り残しの実施	ごみの適正排出、適正分別の徹底を図るため、違反内容を明示した違反ごみステッカーを貼付し、取り残しを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・適正排出、適正分別の実現に向け、市民への啓発として実施中 ・違反ごみステッカーのリニューアルを実施（H23.1 から使用）

② 生ごみの発生・排出の抑制、資源化の促進

施策名	内容	実績
家庭用生ごみ処理機等購入費補助金	生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ処理容器、コンポスト容器を購入した市民の購入費用の一部を補助する。 【処理容器・コンポスト】購入価格の1/2で3千円を限度 【処理機】購入価格の1/2で1万5千円を限度	<p>【1月末時点】</p> <p>処理機：25件 処理容器：92件 合計：117件</p>
街頭啓発	水切り袋等を街頭で市民に配布し、生ごみの水切りを励行する。	<p>5/30 ごみゼロの日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥、水切りネット等配布 ・生ごみ処理機等展示 <p>11/14 リサイクルフェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理方法等説明 ・生ごみ処理機等展示

イ 事業系ごみ対策 【実施計画書 P6～7】

- ① 分別の徹底による減量化の推進
- ② 多量排出事業者に対する指導等の充実
- ③ 事業業種・業態に応じた3R推進への支援

施策名	内容	実績
事業用大規模建築物所有者等の一般廃棄物減量計画書の提出義務	いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、事業用大規模建築物所有者又は管理者から、事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成・提出を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所:134 か所 ・1月末時点 131 か所提出 (提出率 97.8%) ・未提出事業者には督促中
事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導啓発事業	事業用大規模建築物の所有者等に対し、一般廃棄物減量計画書に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、適正処理等が実施されている状況を実地確認するとともに、事業系一般廃棄物の減量策等の情報収集を行う。	1月末時点で23か所を訪問適正な分別排出やごみ減量リサイクルの促進など、一般廃棄物減量計画書に基づいた指導を行うとともに、事業系一般廃棄物減量策等の情報収集を実施
一般廃棄物処理業実績報告書の提出義務	いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則に基づき、一般廃棄物収集運搬業等許可業者から、一般廃棄物処理業実績報告書の提出を求める。	一般廃棄物処理業許可業者への説明会等において周知
一般廃棄物収集運搬業等許可業者への指導	一般廃棄物処理業実績報告書等を基に、廃棄物の適正処理等が行われているかを確認し、許可業者に対し必要な指導を行う。	産業廃棄物収集運搬業者への指導と併せて実施中
清掃センターにおける一般廃棄物収集運搬許可業者への指導強化（搬入物検査の強化）	特にパッカー車に対する搬入不適物（産業廃棄物…廃プラスチック等、搬入規制物…事業系古紙等）の検査体制を強化する。 許可業者に適正分別に基づく収集運搬を促すことにより、焼却ごみの削減とリサイクルの促進を図るもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年4月から実施中 ・事業系木くずの搬入規制など新たな減量施策の定着にも努める

④ 「うつくしま、エコ・ショップ等認定制度」の活用

施策名	内容	実績
「うつくしま、エコ・ショップ等」認定申請書提出事業者への指導	当該制度の認定を受けるため、市に申請書を提出する事業者に対して、申請書の内容を実地確認するとともに、ごみ減量・リサイクルの取組みについて、指導・啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県事業（市町村の意見を付けて申請書を県に提出） ・市内におけるこれまでの認定数：55件 ・新規受付が終了したため今後は「ストップ・ザ・レジ袋実施店参加登録制度」など、他の県制度の活用を図る予定

⑤ 事業系紙類の再資源化の促進

施策名	内容	実績
事業系古紙の再資源化のための措置	清掃センターへの資源化可能な事業系古紙の搬入を規制し、古紙回収業者への持ち込みを促進する。	<p>引き続き実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H18.10～（新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、紙箱・紙袋・包装紙） ・H19.4～（機密書類、シュレッダー紙） <p>（H22.7 から家庭系古紙類も搬入規制）</p>

⑥ 率先した市の取組み

施策名	内容	取り組み状況
循環型オフィスづくり	「第3次市循環型オフィスづくり行動計画」に基づき、積極的に再生品の利用を拡大していくとともに、庁舎内のごみの発生・排出抑制、資源化の促進などの取組みを推進する。	<p>次の取り組みを実施中</p> <ol style="list-style-type: none"> ①温室効果ガス排出量の削減（市の事務・事業に伴う排出量をH17年度より増加させないことを目標） ②環境物品等調達の実施 ③庁内ゼロ・エミッション計画の推進（機密性公文書リサイクル等）H17年度末達成 ④公共事業における環境負荷の低減（太陽光発電、木質ペレットストーブ等、新エネルギーの導入）

(3) 3R推進に向けた調査・研究・支援 【実施計画書 P7】

施策名	内容	実績
ごみ質組成分析の実施	市民の分別徹底の状況やごみ減量・リサイクルの新たな施策立案の基礎資料等とするため、ごみの組成を調査する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ組成状況の把握及び生ごみ対策をテーマに、8月～9月にかけて「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「かん類・ペットボトル」、「小型電器製品・金属類」について調査 ・事業者専用ごみ袋の排出状況を調査。来年度以降、小規模事業所対策として組成調査を実施予定
生ごみの再資源化の促進	<p>家庭系生ごみ対策としては、生ごみが地域の中で循環する仕組みの構築に向け、まちづくり団体などと連携・協力しながら中・長期的な取り組みとして検討を進める。</p> <p>事業系生ごみ対策としては、近隣自治体の生ごみ再資源化施設について事業者等に情報提供し、その活用を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系生ごみ対策としては、平成23年1月より、生ごみ減量化啓発・調査事業を実施 ・事業系生ごみ対策としては、富岡町にある堆肥化施設「エコジョイン富岡」の情報を関連事業者に提供（市内1事業者が活用中）
ごみの排出方式のあり方の調査・研究	<p>ごみの再資源化を促進するため、現在、「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」として分別収集している品目のなかに再資源化が可能なものはないか調査・研究する。</p> <p>また、必要に応じ、分別区分の変更も検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製品プラスチックとその他の紙のリサイクル実施に伴い、平成23年1月からごみ分別区分を変更
3Rの取り組みへの支援	NPO法人などによる自主的な3Rの取り組みに対して、側面から支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみカレンダー」「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」で廃食油のリサイクルに取り組む「いわき食用油リサイクルネットワーク」を紹介 ・リサイクルフェアで、NPO等民間主体の取り組みであるエコポイント事業の模擬イベント「エコポイント抽選会」を実施
ごみ処理手数料のあり方の検討	ごみ処理手数料のあり方について、他市の事例等を収集・分析するとともに、「市廃棄物減量等推進審議会」の審議等を通じ、現在徴収しているごみ処理手数料のあり方を含めて、本市の実態にあった効果的な減量化策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類を作成・公表（H19～21年度分）

(4) その他の事項 【実施計画書 P8】

施策名	内容	実績
紙類分別回収事業	いわき市古紙回収事業協同組合が、市の計画に基づき分類された古紙類を回収して行政区ごとに買い取り、古紙類の再資源化を促進する。	実施中 ・H23.1から「その他の紙」のリサイクル開始
ごみ分別適正排出パトロールの実施	市一般廃棄物処理計画に基づき実施している廃棄物行政を適切に推進するため、集積所のパトロールを実施し、廃棄物の持ち去り行為を抑制する。 あわせて、集積所が適正に管理されるよう利用状況等の調査を行う。	・平成22年4月15日より開始（月20日間） ・古紙回収日や小型家電・金属類など資源ごみの回収日に実施 ・適正な管理がなされていない集積所289ヶ所の状況調査を実施
在宅医療廃棄物の処理に関する調査・検討	国の手引き等を参考にしながら関係者との協議を進め、在宅医療廃棄物の適正な処理方策を調査・検討する。	・医療機関等との協議により、集積所に排出できるものとできないものに整理 ・今後は関係市民向けの周知を図っていく
災害廃棄物に対する対処方針	「市災害廃棄物処理計画」や「地震等による災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定」に基づき、災害時における人員配置や、仮設トイレの配置や収集方法、仮置き場における分別などに関する具体的な内容についての整理を行なう。	・他市の状況等について情報収集を継続
環境産業との連携強化	市内外の様々な環境産業に係る事業者とヒアリングや意見交換を継続し、環境産業との協働によるごみの減量化やリサイクルを推進する。 また、乾電池、びん選別残渣、主灰、生ごみなど、市外の一般廃棄物処理施設により再資源化が可能なものもあることから、相手方自治体とも連携を図り、当該施設の積極的な活用を図る。	・乾電池、容器包装プラスチック（独自処理分）、びん選別残渣、主灰の一部について、市外民間処理施設を活用中
いわき市廃棄物減量等推進審議会における審議	本市の各界の代表者で構成された本審議会において、本市のごみ減量等施策の内容等について審議し、適正な施策実施のための意見をいただくとともに、市民コンセンサス形成の基礎とする。	1回目：10/6 ・平成21年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の実績確定版について ・次期環境基本計画（循環型社会づくり部分）について ・製品プラスチック、雑がみリサイクルの実施及び分別区分の変更について 2回目：12/14 ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本的な考え方について 3回目：2/17

